

営業時間短縮等協力金 FAQ

【松山市以外の市町】

令和 3 年 4 月 22 日
愛媛県

●修正履歴（修正箇所は赤色）

日付	回答の一部追記・修正	項目の追加
R3.5.12	Q1、Q2、Q3、Q4、Q5、Q6、 Q7、Q8、Q9、Q21、Q22、 Q23、Q26、Q28、Q30、Q31	Q1-1、Q1-2、Q12-1、Q15-1、 Q15-2、Q24-1、Q26-1、Q26-2、 Q26-3、Q26-4、Q29-1、Q31-1

目 次

1. 営業時間短縮等協力金について	1
Q1 営業時間短縮等協力金の内容は？	1
Q1-1 「酒類の提供は 20 時 30 分まで」とは、「客への提供が 20 時 30 分まで」ということか。	1
Q1-2 時短営業の要請期間が延長となったが、4 月 26 日から 5 月 31 日までの全期間で時短営業を行わないと、協力金の対象とならないのか。	1
Q2 協力金の対象店舗は？	1
Q3 協力金の対象となりますか？	3
Q4 協力金の額は？	4
Q5 協力金の金額計算における 1 日当たりの売上高とは？	4
Q6 協力金の金額計算における 1 日当たりの売上高減少額とは？	5
Q7 月ごとの売上高はどのように確認すればいいか。	6
Q8 開店 1 年未満の店舗はどのように過去の 1 日当たりの売上高を算出するのか。 ...	6
Q9 中小企業の定義は何か。	6
Q10 なぜ、松山市内とその他の市町で最低金額の基準が異なるのか。	6
Q11 なぜ、これまで一律だった協力金を規模別に変更したのか。	7
Q12 なぜ、飲食店だけしか協力金が出ないのか？	7
Q12-1 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給をした場合は、今回の協力金の対象とならないのか。	7
Q13 協力金は課税対象となるのか？	7
2. 協力金の対象店舗について	7
Q14 時短要請（協力金）の対象業種は？ キャバクラやホストクラブなど、いわゆる「夜の店」は？	7
Q15 酒類を提供する飲食店の定義は？	8
Q15-1 保健所に許可申請を行っているが、許可時期が協力金対象期間の途中となった場合は、協力金の対象となるのか。	8
Q15-2 イートインスペースを有するスーパーやコンビニエンスストア等は協力金の対象となるのか。	8
Q16 一人客のみの利用に制限するなど、感染リスクを低くした営業をする場合、時短営業をしなくても協力金の対象となるか？	8

Q17 酒類の販売をしていない飲食店は、今回の協力金の対象となるのか？	8
Q18 店として酒類の提供はやめるが、客が持ち込んだ場合はどうか？	8
Q19 旅館やホテルも協力金の対象か？また、客室での飲食の提供（部屋食、ルームサービス）は、どうなるのか？	9
Q20 酒類を提供している温泉施設であるが、協力金の対象か？	9
3. 協力金の対象となる営業時間等について	9
Q21 事前に予約が入っているので、時短要請期間の途中から要請に応じても問題ないか？	9
Q22 休業日を増やすなどして、休業と営業（時短ではなく通常営業）を繰り返す方法でもよいのか？	9
Q23 日～木は時短、金・土は通常の営業を行ってもよいのか？	10
Q24 店舗内での飲食の提供とデリバリー（テイクアウト）の両方を行っているが、デリバリー（テイクアウト）のみ 21 時以降も営業することは可能か？	10
Q24-1 カラオケ店等において、21 時以降は飲食の提供を行わず、カラオケサービスのみを提供した場合、協力金の対象となるか。	10
Q25 要請期間中、テイクアウトのみに切り替えた店は協力金の対象になるのか？	10
Q26 従来の営業時間は 24 時までで、時短要請以前から感染防止のため夜間の営業を止め、営業時間をランチタイムの 15 時までとしたのだが、このような場合は対象となるか？	10
Q26-1 通常営業では閉店は 21 時で酒類の提供も 21 時までです。時短要請を受け、酒類の提供を 20 時 30 分までにしました。協力金の対象になりますか。	11
Q26-2 21 時までの時短営業（閉店）とは、具体的にどういった状態のことを言いますか。	11
Q26-3 週末のみ 21 時以降の営業を行っている店舗が、週末のみ 21 時までの時短営業を行った場合、対象となるか。	11
Q26-4 営業時間は 22 時まで、酒類の提供が 20 時 30 分までの店舗が営業時間を 21 時までとした場合、協力金の対象となるか。	11
Q27 露天商（屋台）やキッチンカーも飲食を提供しているので、時短営業を行った場合、協力金の対象となるのか？	11
Q28 4 月 27 日以降にオープンした店舗は、協力金の対象となるのか？	11
4. 協力金の申請について	12
Q29 協力金の申請はどこで受け付けるのか。また、いつから受付を開始するのか。	12

Q29-1 第1弾協力金と第2弾協力金は合わせて申請すればいいのか。.....	12
Q30 協力金の申請にあたり、必要な書類は何か。.....	12
Q31 申請は店舗ごとか、事業者ごとか。.....	13
Q31-1 感染拡大防止のガイドライン遵守のチェックシートとはどのようなものか。.....	13
5. 問い合わせ先等.....	13
Q32 協力金に係る問い合わせ先はどこか.....	13

1. 営業時間短縮等協力金について

Q1 営業時間短縮等協力金の内容は？

A 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため下記の期間、酒類の提供は20時30分まで、営業時間は21時までとしていただくよう、酒類を提供する飲食店等に対し、愛媛県から営業時間短縮要請が行われました。

それに伴い、要請期間中に営業時間の短縮や休業に協力した飲食店などに協力金を給付します。

協力金	期間
第1弾	令和3年4月26日月曜日から令和3年5月19日水曜日
第2弾	令和3年5月20日木曜日から令和3年5月31日月曜日

Q1-1 「酒類の提供は20時30分まで」とは、「客への提供が20時30分まで」ということか。

A お見込みのとおりである。

Q1-2 時短営業の要請期間が延長となったが、4月26日から5月31日までの全期間で時短営業を行わないと、協力金の対象とならないのか。

A 協力金については、延長前の期間（4月26日から5月19日まで）と延長後の期間（5月20日から5月31日まで）は個別に考えます。

- ・4月26日から5月19日までの全期間時短営業⇒第1弾協力金の支給対象
- ・5月20日から5月31日までの全期間時短営業⇒第2弾協力金の支給対象

Q2 協力金の対象店舗は？

A ●食品衛生法に基づく飲食店営業許可を要請期間以前から得ており、また、要請期間中、営業許可が有効であること

※「飲食店営業許可」（各保健所が許可）を受けている店舗とは、

第1弾協力金：令和3年4月26日～5月19日

第2弾協力金：令和3年5月20日～5月31日

のそれぞれの全期間で有効な飲食店営業の許可を受けている店舗のことを指します。

●通常営業時、21時から翌日5時までの時間帯に営業し、20時30分から翌日

11 時までの間に酒類の提供を行っていること（キャバレー、ホストクラブ、カラオケ、ライブハウス等を含む）

※従前から、5 時から 21 時までの時間の範囲内での営業であるが、11 時より前の時間又は 20 時 30 分を超えて酒類の提供を行っており、営業時間の短縮要請に応じて酒類の提供時間を 11 時から 20 時 30 分までの時間の範囲内に短縮した場合は対象となります。

※性風俗関連特殊営業を行う店舗または暴力団、暴力団員と関係があるような店舗などは対象外

- 屋内に常設の飲食スペースを設けていること
- 酒類を提供していること

Q3 協力金の対象となりますか？

A 何点が質問しますので、順番にお答えください。

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗を営んでいる個人事業者または法人ですか？



はい

その店舗では通常営業時に、20時30分から翌日11時までの間に酒類を提供していますか？



はい

屋内に常設の飲食スペースがある店舗ですか？



はい

性風俗関連特殊営業を行う店舗または暴力団や暴力団員と関係があるような店舗などではありませんか？



はい

要請期間中※¹、連続して※²営業時間短縮または休業を実施しますか？または実施しましたか？

※¹ 令和3年4月26日から5月19日（第1弾）

令和3年5月20日から5月31日（第2弾）

※² 実施開始日以降に中断していないこと



はい

要請期間中の営業時間を5時から21時までの間とし、酒類の提供は11時から20時30分までの間としますか？



はい

協力金の対象です。
申請が可能です。

協力金の対象外です。
申請できません。

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

Q4 協力金の額は？

A 第1弾協力金は、次の計算方法としてください。なお、売上高に消費税及び地方消費税は含みません。

① 中小企業（売上高方式）

前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じた金額

前年度又は前々年度の 1日当たり売上高	～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
協力金の額	2万5千円×24日	1日当たり売上高×0.3(千円単位に切り上げ)×24日 ※売上高に応じて増加	7万5千円×24日

※中小企業については、以下に示す②の方法も選択可能。

②大企業（売上高減少額方式）

$\frac{（前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額 \times 0.4（千円単位に切り上げ）） \times 24日}{}$

※下線部の上限額は、20万円又は

前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

第2弾協力金については、上記第1弾協力金と計算方法の考え方は同じですが、期間が異なるため、「24日」を「12日」としてください。

Q5 協力金の金額計算における1日当たりの売上高とは？

A 次のいずれかの方法で計算します。

第1弾の場合

（1）月単位方式

2019年又は2020年の4月・5月の飲食業売上高の合計÷61日

（2）時短要請期間方式

2019年又は2020年の4月26日から5月19日の飲食業売上高の合計
÷24日

（3）特定月方式

2019年又は2020年の5月の飲食業売上高の合計÷31日

第2弾の場合

(1) 月単位方式

2019 年又は 2020 年の 5 月の飲食業売上高の合計÷31 日

(2) 時短要請期間方式

2019 年又は 2020 年の 5 月 20 日から 5 月 31 日の飲食業売上高の合計
÷12 日

※第 2 弾協力金の場合、第 1 弾協力金の特定月方式は月単位方式と同じ計算式

※第 1 弾協力金と第 2 弾協力金の計算方法を同じでなくても構いません。

(例 第 1 弾を月単位方式、第 2 弾を時短要請期間方式とすることも可能)

第 1 弾協力金、第 2 弾協力金のいずれも上記で算出できない場合は、2019 年度の
売上高÷366 日 又は 2020 年度の売上高÷365 日で計算してください。

Q6 協力金の金額計算における 1 日当たりの売上高減少額とは？

A 次のいずれかの方法で計算します。

第 1 弾の場合

(1) 月単位方式

(2019 年又は 2020 年の 4 月・5 月の飲食業売上高の合計
－2021 年 4 月・5 月の飲食業売上高合計) ÷61 日

(2) 時短要請期間方式

(2019 年又は 2020 年の 4 月 26 日から 5 月 19 日の飲食業売上高の合計
－2021 年 4 月 26 日から 5 月 19 日の飲食業売上高の合計) ÷24 日

(3) 特定月方式

(2019 年又は 2020 年の 5 月の飲食業売上高の合計
－2021 年 5 月の飲食業売上高の合計) ÷31 日

第 2 弾の場合

(1) 月単位方式

(2019 年又は 2020 年の 5 月の飲食業売上高の合計
－2021 年 5 月の飲食業売上高合計) ÷31 日

(2) 時短要請期間方式

(2019 年又は 2020 年の 5 月 20 日から 5 月 31 日の飲食業売上高の合計
－2021 年 5 月 20 日から 5 月 31 日の飲食業売上高の合計) ÷12 日

※第 2 弾協力金の場合、第 1 弾協力金の特定月方式は月単位方式と同じ計算式

Q7 月ごとの売上高はどのように確認すればいいか。

A 次の資料により確認することを想定しています。

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・共通・売上帳等の帳簿の写し（共通） など

Q8 開店 1 年未満の店舗はどのように過去の 1 日当たりの売上高を算出するのか。

A 開店日～令和 3 年 3 月 31 日までの売上高 ÷ 同期間の日数

ただし、令和 3 年 4 月 1 日以降に新規開店の場合は、開店日から時短協力金の対象期間の初日の前日（第 1 弾協力金：令和 3 年 4 月 25 日、第 2 弾協力金：令和 3 年 5 月 19 日）の平均。

Q9 中小企業の定義は何か。

A 「中小企業は、飲食業については、資本金等の額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人。」（中小企業法第 2 条第 1 項）

また、次のいずれかに該当する中小企業者は、みなし大企業として中小企業者から除外します。（大企業として扱う）

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

Q10 なぜ、松山市内とその他の市町で最低金額の基準が異なるのか。

A 営業可能な時間を松山市以外の市町では 21 時（酒類を提供できる時間は 20 時 30 分）までとしているのに対し、松山市内は 20 時（酒類を提供できる時間は

19 時) までとしているためです。

Q11 なぜ、これまで一律だった協力金を規模別に変更したのか。

A 先般、協力金に関する国の基準が規模別に変更されたためです。(国の交付金を活用するため、国のルールに合わせた。)

Q12 なぜ、飲食店だけしか協力金が出ないのか？

A これまでの感染事例などから酒類を伴う飲食のシーンで感染リスクが高いため、集中的に対策を行わなければならないという観点から、酒類を提供する飲食店のみが対象となっています。

Q12-1 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給をした場合は、今回の協力金の対象とならないのか。

A 今回の営業時間短縮要請に係る協力金の支給にあたっては、2021 年 1 月～ 3 月の緊急事態宣言に伴う国の「一時支援金」の受給の有無は問いません。

なお、2021 年 4 月以降の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う国の「月次支援金」とは併給できませんのでご注意ください。

おって、国の「月次支援金」については、現在のところ詳細が公表されていませんが、相談窓口は設置されておりますので、不明な点等は、お問い合わせをお願いします。

●月次支援金に係るコールセンター

電話番号 0120-211-240

Q13 協力金は課税対象となるのか？

A 課税対象です。なお、税の申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 協力金の対象店舗について

Q14 時短要請（協力金）の対象業種は？キャバクラやホストクラブなど、いわゆる「夜の店」は？

A 酒類を提供する飲食店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗）が、営業時間短縮（営業時間：5 時から 21 時まで、酒類提供：11 時から 20 時 30 分まで）要請の対象となります。キャバクラやホストクラブ、カラオケ、ライブハウスも対象です。

性風俗関連は対象外です。

Q15 酒類を提供する飲食店の定義は？

A 屋内に常設の飲食スペースを設けて、客に飲食させる営業を行っている店舗で、食品衛生法 52 条の規定により飲食店営業許可を受けている店舗です（喫茶店営業許可ではお酒が提供できないため不可）。

Q15-1 保健所に許可申請を行っているが、許可時期が協力金対象期間の途中となった場合は、協力金の対象となるのか。

A 第 1 弾協力金の場合は、令和 3 年 4 月 26 日時点で、第 2 弾協力金の場合は、令和 3 年 5 月 20 日の時点で許可を受けている必要があります。

Q15-2 イートインスペースを有するスーパーやコンビニエンスストアは協力金の対象となるのか。

A スーパーやコンビニエンスストアは一般的には物販店舗であり、イートインスペースを有しているとしても協力金の対象とはなりません。

Q16 一人客のみの利用に制限するなど、感染リスクを低くした営業をする場合、時短営業をしなくても協力金の対象となるか？

A なりません。

Q17 酒類の販売をしていない飲食店は、今回の協力金の対象となるのか？

A 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行っている店舗で、食品衛生法 52 条の規定により許可を受けている店舗であっても、普段から酒類を提供しない飲食店は時短要請（協力金）の対象外となります。

Q18 店として酒類の提供はやめるが、客が持ち込んだ場合はどうか？

A 11 時より前又は、20 時 30 分より後に酒類の持ち込みにより、飲食させている場合は協力金の対象とはなりません。

Q19 旅館やホテルも協力金の対象か？また、客室での飲食の提供（部屋食、ルームサービス）は、どうなるのか？

A 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行っている施設で、食品衛生法 52 条の規定により許可を受けている場合は、対象になります。

ただし、客室での飲食の提供（部屋食、ルームサービス）については、屋内の常設の飲食スペースではないことから、提供は可能であり、対象外になります。

Q20 酒類を提供している温泉施設であるが、協力金の対象か？

A 食品衛生法の許可を受けた施設である場合は、対象となります。なお、酒類の提供を行うスペースが施設の中で明確にされている場合は、そのスペースのみを対象とします。

※温泉施設において、温浴エリアの営業は可

※旅館等において、宿泊そのものの営業は可

3. 協力金の対象となる営業時間等について

Q21 事前に予約が入っているので、時短要請期間の途中から要請に応じても問題ないか？

A 協力金は、第 1 弾協力金、第 2 弾協力金の対象期間のそれぞれ全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間の途中から要請に応じた場合や、期間の途中に 1 日でも通常営業（21 時以降の営業）を行った場合は対象外です。

感染の拡大を食い止め、早期の要請解除を行うため、要請期間すべてで時短営業をお願いします。

Q22 休業日を増やすなどして、休業と営業（時短ではなく通常営業）を繰り返す方法でもよいか？

A 協力金は、第 1 弾協力金、第 2 弾協力金の対象期間のそれぞれ全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間中に通常営業（21 時以降の営業）を行った場合は対象外です。

今回の要請は、感染拡大を防止するために実施するものであり、要請期間すべてで時短営業をお願いします。

Q23 日～木は時短、金・土は通常の営業を行ってもよいか？

A 協力金は、第1弾協力金、第2弾協力金の対象期間のそれぞれ全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間中に通常営業（21時以降の営業）を行った場合は対象外です。

今回の要請は、感染拡大を防止するために実施するものであり、要請期間すべてで時短営業をお願いします。

Q24 店舗内での飲食の提供とデリバリー（テイクアウト）の両方を行っているが、デリバリー（テイクアウト）のみ21時以降も営業することは可能か？

A 店舗内での酒類の提供を20時30分でやめ、21時までに飲食スペースでの営業を終了した後にデリバリー（テイクアウト）のみ21時以降営業することは、要請に応じたことになり、協力金の対象となります。

Q24-1 カラオケ店等において、21時以降は飲食の提供を行わず、カラオケサービスのみを提供した場合、協力金の対象となるか。

A 対象外です。21時までの時短営業とは、21時には閉店し、お客様がいない状態をいいます。

Q25 要請期間中、テイクアウトのみに切り替えた店は協力金の対象になるのか？

A 時短要請に応じたことになり、協力金の対象となります。

Q26 従来の営業時間は24時までで、時短要請以前から感染防止のため夜間の営業を止め、営業時間をランチタイムの15時までとしたのだが、このような場合は対象となるか？

A 夜間休業の目的が感染症対策であることから、従来の営業時（※）に酒類を提供していた場合は、時短営業の扱いとなり、協力金の対象となります。

なお、従来の営業時に酒類を提供していなかった場合は、時短要請の対象外となり、協力金も対象外です。

※新型コロナウイルス感染症対策により時短要請前から時短営業や休業をしている場合は、当該時短営業や休業を行う前まで遡ることができるものとします。

Q26-1 通常営業では閉店は 21 時で酒類の提供も 21 時までです。時短要請を受け、酒類の提供を 20 時 30 分までにしました。協力金の対象になりますか。

A 閉店時間は元々の時間と変わりありませんが、時短要請を受け酒類の提供を 21 時から 20 時 30 分までに短縮しているので、協力金の対象になります。

同様に、通常営業時の開店時間は 10 時で、酒類の提供も 10 時から行っている店舗が、時短要請を受け、酒類の提供を 11 時からにした場合も対象となります。

Q26-2 21 時までの時短営業（閉店）とは、具体的にどのような状態のことを言いますか。

A 21 時には閉店し、お客様がいない状態にあることを言います。

Q26-3 週末のみ 21 時以降の営業を行っている店舗が、週末のみ 21 時までの時短営業を行った場合、対象となるか。

A 対象となります。

Q26-4 営業時間は 22 時まで、酒類の提供が 20 時 30 分までの店舗が営業時間を 21 時までとした場合、協力金の対象となるか。

A 営業時間の短縮を行っているため、対象となります。

Q27 露天商（屋台）やキッチンカーも飲食を提供しているので、時短営業を行った場合、協力金の対象となるのか？

A 「酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗」を対象としているので、これに該当しない露天商（屋台）やキッチンカーは対象外です。

Q28 4 月 27 日以降にオープンした店舗は、協力金の対象となるのか？

A 協力金は、第 1 弾協力金、第 2 弾協力金の対象期間のそれぞれ全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、それぞれの期間の途中にオープンしたお店は協力金の対象外です。

なお、4 月 27 日にオープンした店舗であれば、第 1 弾協力金の対象とはなりませんが、第 2 弾協力金は対象となります。

4. 協力金の申請について

Q29 協力金の申請はどこで受け付けるのか。また、いつから受け付けを開始するのか。

A 協力金の受け付け及び支給は、各市町で行います。

現在、申請の受付方法等、制度の詳細を詰めているところですが、協力金の支給に当たっては売上確認等も必要であり、期間終了後の申請受け付けを想定しています。詳細が定まったら、各市町からホームページ等で案内します。

Q29-1 第1弾協力金と第2弾協力金は合わせて申請すればいいのか。

A 申請書は別々に作成していただくことを想定していますが、各市町への提出については、1度にまとめて済ませていただくことも可能とする方向で検討しています。

詳細が定まったら、各市町からホームページ等で案内します。

Q30 協力金の申請にあたり、必要な書類は何か。

A 以下の書類等を想定しています。決定次第、各市町からホームページ等で案内します。

1. 申請書
2. 誓約書
3. 感染拡大防止のガイドライン遵守のチェックシート
4. 店舗名や屋号等が確認できる外景写真
5. 屋内の常設の飲食スペースを設けていることが確認できる内景写真
6. 通常営業時間が分かる写真等
7. 営業時間短縮の告知が分かる写真等
8. 営業活動を行っていることが分かる書類（いずれか1つ）
 - ・直近の確定申告書の写し
 - ・直近2ヶ月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し
 - ・上記が困難な場合は、光熱水費の検針票などの写し
9. 飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し
10. 酒類の提供を行っていることが分かる書類等（いずれか1つ）
 - ・申請時点で使用しているメニュー表の写し
 - ・直近2ヶ月以内の仕入れ伝票の写し
11. 本人確認書類（いずれか1つ）
 - 運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

12. 1日当たりの売上高が確認できる書類の写し（売上高方式で計算する者は、1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合は省略可）
具体的にはQ7を参照してください。
13. 通帳の写し（口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類（普通／当座）及び口座番号が全て記載されたもの）

Q31 申請は店舗ごとか、事業者ごとか。

A 申請者は事業者（例えば法人であれば代表者、個人事業者であれば事業主など）となります。

また、1つの事業者が1枚の申請書で複数店舗分を申請する際は、店舗の住所地に応じて該当の市町に申請していただく必要があるため、複数市町に店舗を有している事業者は、それぞれの市町に申請してください。

なお、1枚の申請書で申請できる店舗数が1店舗となる場合もありますので、各市町のホームページ等の案内で最終確認してください。

Q31-1 感染拡大防止のガイドライン遵守のチェックシートとはどのようなものか。

A 多くの飲食店で感染拡大防止のための業種別ガイドラインを遵守いただいているところですが、先般の国の通知によりガイドライン遵守が協力金の支給要件とされたため、特に次の4つの重点項目についてチェックいただくものです。

- ・パーティションの設置又は座席の間隔の確保
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底

また、誓約書においても「業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策に努める」ことを誓約いただく必要があります。

5. 問い合わせ先等

Q32 協力金に係る問い合わせ先はどこか

A 各市町にお問い合わせください。